

様式第2号(第3条関係)

開示決定通知書

武市教学第444号 平成26年6月9日

様

武雄市教育委員会委員長 諸石 洋之助長 国力生

になった公文書の開示については、武雄市情報公開

平成26年5月25日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することと決定したので通知します。

公文書の件名	学校教育課所管の「保存文書目録」
開示の日時	郵送による交付
開示の場所	郵送による交付
所 管 課	教育部 学校教育課 学校教育係
	電話番号(直通) 0954-23-8010

- 注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 2 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。



様式第4号(第3条関係)

不開示決定通知書

武市教学第444号平成26年6月9日

様

武雄市教育委員会委員長 諸石 洋之助天 南

平成26年5月25日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことと決定したので通知します。

公文書の件名	学校教育課所管の「文書目録」「文書保管基準・管理表」
公文書を開示 しない理由	文書の不存在 (理由)公文書が存在しないため
所 管 課	教育部 学校教育課 学校教育係
	電話番号(直通) 0954-23-8010

- 注1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に武雄市教育委員会に対して異議申立てをすることができます (なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
 - 2 この決定については、この決定(上記1の異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。